

改正

平成25年6月21日条例第30号

根室市議会政務活動費の交付に関する条例

根室市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年根室市条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、根室市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、根室市議会における会派（以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

（交付の方法）

第3条 政務活動費の額は、議員一人あたり年額240,000円とする。ただし、年度途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

2 政務活動費は、政務活動費交付申請書の提出日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）の末日までに交付するものとし、政務活動費の交付申請書の提出期間は、4月1日から翌年3月1日までとする。

（会派に対して交付する政務活動費）

第4条 会派に対する政務活動費は、交付申請に基づき、毎年4月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に第3条第1項に規定する額を乗じて得た額を交付する。ただし、当該会派における所属議員の在籍月数が一の年度において12か月未満の場合、当該議員に係る政務活動費の額は月割り額とする。この額は年額を12で除して会派在籍月数を乗じて得た額とし、この額に円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

2 年度の途中に新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）の1日を基準日とみなし、同日における当該会派の所属議員数を第3条第1項に規定する額を乗じて得た額を交付するものとし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、第3条第1項のただし書きの規定を適用する。

3 月の初日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は会派の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

4 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

5 政務活動費の交付を受けた会派が、年度途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（議員に対して交付する政務活動費）

第5条 議員に対する政務活動費は、基準日に在職する議員に対して、第3条第1項に規定する額を交付する。ただし、当該議員の在職月数が一の年度において12か月未満の場合、当該議員に係る政務活動費の額は月割り額とする。この額は年額を12で除して議員在職月数を乗じて得た額とし、この額に円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

2 年度途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）の1日を基準日とみなし、同日に第3条第1項に規定する額を乗じて得た額を交付するものとし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、第3条第1項のただし書きの規定を適用する。

3 月の初日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなっ

たときは、当月分の政務活動費は交付しない。

- 4 政務活動費の交付を受けた議員が、年度の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第6条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、北方領土対策に係る活動、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、会派にあつては別表第1、議員にあつては別表第2で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない

- 2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について毎年4月5日までに提出しなければならない。

- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者又は議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から15日以内に収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第9条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求する者は、根室市情報公開条例に基づくものとする。

（透明性の確保）

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、用途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の根室市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例による改正前の根室市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月21日条例第30号）

この条例は、平成25年9月15日から施行する。

別表第 1 (第 6 条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
北方領土対策活動費	会派が北方領土問題に係る要請、陳情活動を行うために必要な経費及び北方領土問題啓発活動等の行事、会議への会派としての参加に要する経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所（会派控室とする。）の管理に要する経費

別表第 2 (第 6 条関係)

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
北方領土対策活動費	議員が北方領土問題に係る要請、陳情活動を行うために必要な経費及び北方領土問題啓発活動等の行事、会議への議員の参加に要する経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員としての参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所（議員控室とする。）の管理に要する経費

別記様式 (第 8 条第 1 項関係)